

新居浜工業高等専門学校安全衛生管理規程

平成16年3月22日規程第2号  
最終改正 平成30年3月5日

(趣旨)

第1条 新居浜工業高等専門学校(以下「本校」という。)に勤務する教職員の安全衛生管理に関しては、独立行政法人国立高等専門学校機構安全衛生管理規則(以下「機構規則」という。)に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(衛生管理者)

第2条 衛生管理者は、法令に定める資格を有する本校教職員の中から校長がこれを選任する。

(安全管理者)

第3条 安全管理者は、総務課長をもって充てる。

(衛生管理担当者及び安全管理担当者)

第4条 衛生管理担当者及び安全管理担当者は、それぞれ総務課人事係長及び総務課施設係長をもって充てる。

(作業主任者)

第5条 作業主任者は、次の区分に応じて、法令に定める資格を有する本校教職員の中から校長がこれを指名する。

作業名	アセチレン溶接装置又はガス溶接装置を用いて行う金属の溶接、溶断又は加熱の作業
作業場所	ものづくり工房及びあかがね工房

(火元責任者)

第6条 火元責任者は、本校消防計画第11条に規定する者をいう。

(安全衛生委員会)

第7条 機構規則第13条及び本校運営組織規則第21条第1項の規定に基づき、安全衛生委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 本校における安全衛生確保については、関係委員会の協力を得て、本委員会が総括する。

(委員会の組織)

第8条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 副校長のうち校長が指名した者
- (2) 事務部長
- (3) 衛生管理者
- (4) 安全管理者
- (5) 産業医
- (6) 各学科、数理科及び一般教養科の教員 各1人
- (7) 衛生に関する経験を有する職員のうち校長が指名する者

(8) その他校長が必要と認めた者

2 前項第6号から第8号の委員の半数については、教職員の過半数を代表する者の推薦に基づき指名するものとする。

(委員の任期)

第9条 前条第1項第6号から第8号の委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の委員に欠員が生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第10条 委員会に委員長を置き、第8条第1項第1号の委員をもって充てる。

2 委員長は、委員会を掌理し、委員会を代表する。

(委員会の開催)

第11条 委員会は、毎月1回以上委員長がこれを召集し議長となる。

(委員以外の者の出席)

第12条 委員長は、必要に応じて、委員以外の者を委員会に出席させることができる。

(事務)

第13条 委員会の事務は、総務課において処理する。

(雑則)

第14条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の議を経て校長が定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年9月19日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月28日 一部改正)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月5日 一部改正)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。